

異議申立審査役年次活動報告書

2022年度

国際協力機構
環境社会配慮ガイドライン
異議申立審査役

異議申立制度について

2010年4月に国際協力機構(以下「JICA」)が公布した「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」¹(以下「ガイドライン」)の遵守を確保すること等を目的として、2010年4月に公布された「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」²(以下「異議申立手続要綱」)に基づき、JICAの事業担当部署及び環境社会配慮審査部署(以下「事業担当部署」)から独立した「異議申立審査役」(以下「審査役」)が設置されています。

異議申立手続は、(1) JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査し、結果を理事長に報告すること、及び、(2) ガイドラインの不遵守又は不遵守が疑われることを理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して、その迅速な解決のため、申立人及び相手国等(相手国、地方政府を含む相手国政府、借入人又はプロジェクト実施主体者)の合意に基づき、当事者(申立人及び相手国等)間の対話を促進すること、を目的としています。

審査役は、独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性の基本原則に則って、その目的の実現を進めることとされています。

年次活動報告書について

本活動報告書は、異議申立手続要綱に基づき、2022年度における審査役の活動状況を公表するものです。

異議申立手続要綱や過去の活動状況等については、JICAウェブサイトの「異議申し立て制度」(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照ください。

¹ 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/guideline.html>)をご参照下さい。

² 2022年1月に改正されました。詳しくはJICAのウェブサイト(<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>)をご参照下さい。

序 文

本活動報告書は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱」に基づき作成されたものです。

異議申立手続要綱が定める審査役の活動の目的は、JICAによるガイドラインの遵守確保のため、ガイドラインの遵守・不遵守にかかる事実を調査すること、また、協力事業に関する環境・社会問題にかかる紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進することです。

2022年度においては、異議申立はありませんでした。

この場を借りて、異議申立手続に関する活動にご協力頂いたすべての関係者に感謝を申し上げます。

2023年 5月

異議申立審査役

掛川 三千代(かけがわ みちよ)
創価大学 経済学部 准教授

作本 直行(さくもと なおゆき)
日本貿易振興機構(JETRO)・アジア経済研究所 名誉研究員

村山 武彦(むらやま たけひこ)
東京工業大学 環境・社会理工学院
融合理工学系 教授

(五十音順)

I. 当年度中の活動概要

1 受理件数

2022年度において異議申立はありませんでした。

2 手続開始決定案件数/留保件数/却下件数

2022年度において手続開始決定、留保又は却下となった案件はありませんでした。

3 留保・却下の理由分析

該当なし。

4 異議申立にかかる審査役調査報告書の作成

2022年度において審査役調査報告書の作成はありませんでした。

5 ガイドライン不遵守の指摘にかかる分析

該当なし。

6 異議申立人から寄せられた意見

該当なし。

7 理事長指示の実施状況の確認

審査役の調査報告書において示された提言を踏まえた理事長指示については、異議申立手続要綱13条2項前段に基づき、必要に応じてその実施状況を確認し、年次活動報告書において理事長に報告することになっています。

ミャンマー連邦共和国「ティラワ経済特別区(SEZ)開発事業」については、2014年度に審査役の報告書による提言を行い、その後、同提言を踏まえた理事長指示の実施状況を、年次活動報告書において理事長に報告してきました。

2022年度において審査役は、同案件に係る理事長指示の実施状況について、JICAの事業担当部署から相手国等による環境社会配慮についての確認や取り組みが継続されている一方、2021年2月1日のクーデター以降、2021年度の年次活動報告書で報告した状況から特段の変化はなかったとの報告を受けています。

審査役は今後も同案件の動向を注視し、JICAによる環境社会配慮ガイドライン遵守の確認が必要と判断された場合には、その都度迅速に対応し、報告を行います。

8 異議申立以外の通報・情報提供

(1) 2022年10月4日に、複数のNGOが連名で、JICA理事長に対し、インドネシア「パヤクンブーパンカラン有料道路トンネル建設事業」に係る文書「インドネシア・パヤクンブーパンカラン有料道路トンネル建設事業 西スマトラ5州ナガリに係る調査等支援の中止要請」を提出しました。その際に、審査役に対しても、当該要請文及び関連資料が共有されました。本件については、JICAの事業担当部署が確認をすると同時に、NGOとの協議を続けていますが、現時点では、JICAのガイドライン遵守にかかる異議申立は受理していません。

(2) 2023年2月15日に、トルコ国マラティア県で計画されている開発事業がグンピナル溪谷の自然環境に影響を与える可能性がある、という内容の通報がありました。本件に関しては、JICAの事業担当部署に照会を行った結果、事業担当部署も同様の通報を受領しており、当該計画がJICAの事業ではないことが確認されたため、JICAから通報者にその旨を連絡済みである、との報告を受けました。

II. 他の機関との連携・協調

1. IAMnet

独立アカウンタビリティ・メカニズム・ネットワーク (Independent Accountability Mechanisms Network: IAMnet) は、国際金融機関・開発援助機関における環境社会配慮にかかるアカウンタビリティ及びコンプライアンスの強化に携わっている実務者が、定期的に意見交換を行うためのネットワークです。

JICAの異議申立審査役・事務局は、2016年よりオブザーバーとしてIAMnet年次総会に参加し、2019年6月から正式にIAMnetに加盟しています。

2022年10月24日から27日にかけて、国連開発計画 (United Nations Development Programme) の Social and Environmental Compliance Unit (SECU) の主催により、IAMnetの年次総会が米国ニューヨーク市で開催され、掛川審査役、作本審査役、村山審査役が参加しました。年次総会では、協力事業によって被害を受けた人々の救済にかかるIAMの役割や、異議申立を行った人々に対する報復の回避や対処方法等について、情報共有や協議が行われました。また、10月26日には市民社会組織 (Civil Society Organizations) とIAMnetとの円卓会議が開催されました。

上記の通り、国際金融機関、海外の開発援助機関、市民社会組織との情報共有と連携強化に取り組みました。

2. GRAM Partnership

苦情処理メカニズム及びアカウンタビリティ・メカニズム・パートナーシップ (Grievance Redress and Accountability Mechanisms Partnership: GRAM Partnership) は、緑の気候基金 (Green Climate Fund: GCF) の独立是正メカニズム (Independent Redress Mechanism: IRM) が設立したネットワークです。IRMは、GCFが被援助国における事業の実施主体者として認証したダイレクトアクセス機関 (Direct Access Entities) の環境社会配慮にかかる苦情処理メカニズム及び独立査察制度を強化するとともに、その活動から得られた知見を、JICAを含む認証機関 (Accredited Entities) と共有する役割³を担っています。

JICAの異議申立審査役・事務局はGRAM Partnershipに参加しており、協議やセミナー⁴への参加等を通して、GCFを含む他機関の苦情処理メカニズム及び独立査察制度との協調・連携の強化を図っています。

III. 運営実施体制

1 異議申立審査役

異議申立審査役は、異議申立手続要綱に則り、学識経験者、産業界、日本国政府、開発途上国政府、NGO等から構成される選考委員会によって選ばれ、JICA理事長によって委嘱されています。

同要綱上、審査役は2名ないし3名置くとされています。2022年度には、6月末日をもって金子由芳審査役 (神戸大学システム・イノベーション・センター教授) と早瀬隆司審査役 (長崎大学名誉教授) が任期満了を迎えたため、異議申立手続要綱に従って選考委員会が開催され、2022年7月1日付で掛川三千代審査役 (創価大学経済学部准教授) と作本直行審査役 (日本貿易振興機構・アジア経済研究所名誉研究員) が後任として委嘱されました。

2 異議申立審査役事務局

JICAは、審査役の職務の補助、及び審査役に関する事務の処理のために、異議申立手続要綱に基づき、事務局を設置しています。

以上

³ Green Climate Fund (2022), *Providing Leadership to the Rising Grievance Redress and Accountability Mechanisms (GRAMs) Community of Practice: Concept Note*, p. 4.

⁴ 2022年度には、以下のウェビナーが開催されました。「Practical Examples of Informed Consultation and Participation (ICP) and Free, Prior, and Informed Consent of Indigenous Peoples (FPIC) and Broad Community Support」(2022年6月21日)、「Human Rights Principles in Safeguard Policies」(2022年10月5日)、「Flexible Sequencing for Dispute Resolution and Compliance Review: Exploring Different Models」(2023年3月31日)。